

平成 2 0 年 6 月 9 日 ( 月曜日 ) 第 2 回定例会

出席議員 ( 1 8 名 )

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 ( なし )

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 ( 併 選 挙 管 理 委 員 会 長 )
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 合 政 策 課 財 務 室 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 建 設 都 市 整 備 室 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 ( 兼 ) 会 計 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 指 導 推 進 室 長	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	兼 子 良 一 生 入 振 興 監 事
清 野 健 農 業 委 員 会 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 6 月第 2 回定例会

議事日程第 3 号  
平成 2 0 年 6 月 9 日 (月曜日)

第 2 回定例会  
午前 9 時 3 0 分開議

再 開  
日程第 1 一般質問  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、6 月 6 日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成 20 年 6 月 9 日 (月)

(第 2 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	第 5 次寒河江市振興計画について	事業推進は広く市民の声を聞き、市民のニーズに合った施策を（寒河江市中心市街地活性化センター 3 階の改修について） 地産地消運動と消費拡大の推進について	12 番 松 田 孝	市 長
9	米飯学校給食促進事業について	米飯学校給食促進事業の展開について 米飯給食の基本的な考え方と目標について 学校給食における地場産農産物の使用状況について 学校給食への地場産農産物納入の仕組みづくりと支援体制について		教育委員長
10	道路整備計画について	環境変化に対応した整備計画について 最上川寒河江緑地へのアクセス道整備計画について 土地開発公社の活用による道路整備の促進について	9 番 佐 藤 毅	市 長
11	高齢者福祉について	高齢者の心の健康について 高齢者の健康保持、増進について	4 番 工 藤 吉 雄	市 長
12	介護保険サービスについて	施設介護サービス受給について 増加する高齢者に対応する施設計画について		市 長
13	バイオマス燃料への取り組みについて	穀物等を原料としたバイオマス燃料への取り組みが 21 世紀の環境問題とともに注目されているが、本市における取り組み及び支援策について	2 番 石 山 忠	市 長

## 松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 8 番、9 番について、12 番松田 孝議員。

〔 12 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告内容に関心を持つ市民の声を踏まえて、以下通告順に従って、市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、フローラ S A G A E の改修問題について伺います。

この問題については、私は平成 18 年 3 月議会の一般質問の中で、同施設の 3 階の使用勝手が悪いことについて取り上げ、改善が必要ではないかと提起をしています。当時、同館内で作品展示、開催するグループや諸団体、さらには作品鑑賞に訪れた方々から、展示場の使い勝手が悪いので何とか改善してほしいという強い要望があったからであります。また、私自身も作品鑑賞をした際、同じ感想を持っていました。

今回、さきの議員懇談会で示されたフローラ S A G A E の 3 階の改修工事については、その経緯について不明瞭な点が多く、改修には手放して喜ぶことができません。

まず、改修問題についての寒河江市の基本姿勢はどういうものだったのか伺います。

2 年前は、必要ないと言い切っておいて、今回は大金を投じて改修するというのでは、一貫性がないと言わざるを得ません。どうも市長の気分や思いつきで市の施策が簡単に変えられてしまう、その場しのぎの行き当たりばったりという感じさえします。

佐藤市長は、これまで議会答弁の中で、現在のギャラリーホールについて、美術館的な機能とそれらの関連施設整備は十分施したと述べています。また、イベント広場は各種イベント会場であり、作品展示の際、現在使用している展示パネルの設備で十分だと言い切ってきました。

議会での答弁は、記録に残るものですし、それなりの重みがあるものです。今になって以前の答弁と異なる見解を持つに至った経緯と理由を具体的に伺います。

佐藤市長は、3 月議会での市政運営の中で、4 万 4,000 の皆さんに不安や不信を与えることのないよう、健全な行財政運営と行財政改革の推進に努める考えを示しています。

しかしながら、寒河江市は、これまで福祉や教育、また市民生活に直接かかわる補助金の予算を削る一方で、最上川緑地公園など不要不急の事業に大金を投じてきました。今回また、6 月議会の補正予算に、向こう 3 年間の実施計画や新年度予算にもなく、事前の十分な説明もないままフローラ S A G A E 3 階の改修費用 3,800 万円を唐突に計上してきました。これまでの借金を市民につけ回して、市民や職員に負担と犠牲を強いる行政改革を強行しておきながら、寒河江の歴史や文化とはどう見ても縁やゆかりがあるとは思えない一個人の作品の常設展示場をつくるために、改修工事費 3,800 万円もの税金を投入するとは、私には理解できないのであります。

改めて投資効果などを精査した上で、来年度以降の実施計画にのせるか否かを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、山形県では、今年度から米飯学校給食促進事業を開始します。そのことと関連して、寒河江市でも地産地消の取り組みを一段と充実させ、消費拡大と自給率向上を図ることについて伺います。

地産地消は、生産者にとっては流通コスト削減、新たな販路先の確保による所得の向上、さらには鮮度が維持されることで、食味の評価も高まるなど、農業振興と地域経済の活性化が図られます。消費者にとっても、新鮮で安全・安心で、しゅんの農産物を身近に求めること、さらには、これらの食材を利用することで日本型食生活も見直され、自給率も高まることが期待されています。

そこで、第一に、本市の目標である地産地消を進め、消費拡大を目指すとした取り組みもより加速させるべきと考えますが、具体化に向けての取り組みを伺います。

第二に、農産物直売所などへの支援体制について伺います。

現在、全国的に地産地消と消費拡大の推進母体として、それぞれの地域で農産物直売所が大きな役割を果たしてきています。本市においても、徐々にその傾向が高まってきており、農家の生産力と活力が

みなぎってきています。これらを支援し持続させることで、地場農産物の評価と販路も拡大していくものと考えます。

そこで、農産物直売所で販売する野菜などを、学校給食を初め、公的施設で積極的に利用することや、観光関連施設の飲食店などへの積極的な利用誘導策なども具体化に向けて検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

第三に、学校や病院などの大口需要先の地場産ニーズが高まっているこの時期に、新鮮で高品質な野菜、果物を安定的に供給できる地産地消対応型園芸産地を形成し、その生産拡大に向けた指導と支援を検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

第四に、米飯学校給食促進事業の展開とそれにかかわる今後の対応について伺います。

県は、年間を通じて安定供給が可能な主要穀物の米を中心に、全国初の取り組みとして、新たに米飯学校給食促進事業を創設し、その一体的な利用を促進させ、県産農産物の消費拡大と日本型食生活の定着促進を促しています。このことで、米生産農家からは、学校給食の利用拡大は、将来の米需要の拡大につながるとして歓迎の声が上がっています。

そこで、寒河江市の米飯給食を拡大していくための基本的な考え方と、米飯給食推進事業の到達目標を伺います。

第五に、文部科学省2005年の資料によると、学校給食で使用する食材に占める地場産の割合は、現状で2割程度にとどまっています。野菜などの食材購入時に、地元産地を全く指定してこなかった施設も多くあり、これが地場産の利用率の低下の要因となっていることを指摘しています。

本市では、食材の仕入れの際、どのような基準を設け購入されているのか伺いたいと思います。また、地場産農産物活用状況、自給率は、どのような状況が伺いたいと思います。

第六に、米飯給食の改善について伺います。

現在、寒河江市は、米飯給食の際、自校炊飯を行う3校を除いて、業者が御飯を炊いて各学校に配送する委託炊飯方式を実施していますが、この方法では、生産地の所在不明や大口炊飯で食味のばらつきなど、さらには、搬送による保温、味の低下もあり、子供たちにとって給食でおいしい御飯を食べてもらうという本来のねらいからは外れていると考えます。

これらの解決策として、自校炊飯方式を検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

さらに、生産者や農産物直売所からの食材供給についてであります。

新鮮で安全・安心な地場農産物を学校給食の食材として活用するよう求めてきましたが、食材の価格や調達などさまざまな課題が山積し、その広がりや乏しい現状にあるように思います。

これらを解消する手だてとして、現在各学校へ広く普及を進めている地場産給食の日や郷土料理の日などを拡大し、これらの独自の取り組みに対して、栄養士へ野菜の品目、収穫時期、生産量などきめ細かな情報提供などの連携を図ることで、生産者が学校へその食材を的確に納入ができるシステムを構築し、地場農産物の利用拡大の促進を図るべきと考えますが、教育委員長の見解を伺って第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、フローラSAGA Eにつきましては、市が建物を取得して、その利活用を検討した際に、市民の御意見を踏まえ、3階を美術館的に整備することを検討したところでございます。

しかしながら、美術館となれば、年に何回か入れかえをしながら常にすぐれた作品を展示する必要がありまして、その対応ができないことから、イベント広場とギャラリーホールとして利用した経緯があり、現在に至っているものでございます。

御質問は、以前3階の改善は考えていないと答弁したのに、なぜこのたび改修することにしたのかということでございますが、2年前の議員の御質問には、イベント広場やギャラリーホールとしては、必要な整備を施し、フローラなりに活用できるようにはしているとお答えしたところでございます。

この3月に、本市で個展や絵画教室を開いた郷間正観先生から、駅自由通路に絵を寄贈していただきましたが、その際に本市の芸術文化の振興のために、御自身の数多くの作品やコレクションを年何回と入れかえをしながら、一部は無償で提供していただけたというお話をいただいたところであります。こ

の郷間先生の御厚意によりまして、フローラ3階の美術館的な利用が可能となり、市民にすぐれた芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、市民に対して自己の作品を美術館的なイメージの中で展示発表する場を提供することで、創作意欲が向上し、本市の芸術文化の振興が図られると考えたところでありませう。

また、中心市街地に芸術文化の拠点を整備することによりまして、駅自由通路のステーションギャラリーから駅前広場のモニュメントや街中にあるブロンズ像が線で結ばれ、さらに黒川紀章先生が設計した市庁舎、岡本太郎先生の「生誕」へとつながり、芸術と都市施設が融合した都市空間が形成され、第5次振興計画の将来都市像、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」の実現に大きく前進するものと考えたところでありませう。

さらに、国の補助制度であるまちづくり交付金事業の対象にできるという県の回答がありまして、この機会をとらえまして、フローラ3階を改修いたし、芸術文化の拠点の一つとして美術館的なイメージの市民ギャラリーを整備することとしたものでありませう。

次に、フローラの改修を先送りすべきではないかという御質問でございますが、この改修について、先日市の芸術文化協議会の総会においてお話し申し上げましたところ、大変喜んでいただいたところでございます。また、市内の芸術文化関係団体の代表の方や、現在3階を利用している方に対しまして、担当が改修について説明したところ、設計に対する要望が多く寄せられたと聞いておりまして、芸術文化関係の方は改修を待ち望んでいるものと思つたところでございます。

さきに申し上げましたが、郷間先生の御厚意をいただいていること、また今年度国の補助対象にできること、さらに何よりも市民が待ち望んでいることから、ぜひ今年度実施したいと考えているところでございます。

次に、地産地消運動と消費拡大の推進ということでの御質問がございました。

初めに、地産地消を進め、消費拡大を目指すとした取り組みを加速させるべきと考えるが、具体化に向けての取り組み状況をお尋ねすると、こういふことではございますが、地産地消については、地元生産者の顔が見える、消費者ニーズに合ったところの新鮮で安全・安心な農産物を提供するもので、消費拡大や食糧自給率の向上にもつなげるものと考えております。

これまで、平成14年の11月に農産物の地産地消の推進を図るため、県、市、教育委員会及びさがえ西村山農協、それから各生産組織などの農業関係団体及び寒河江市商工会、寒河江料理飲食業組合等の商業関係団体、並びに寒河江市食生活推進協議会などの消費団体で組織しますところの寒河江市地産地消消費推進協議会を設立いたしまして、平成19年3月には、寒河江市地産地消推進計画と策定し、その取り組みを推進してまいつたところでございます。

その具体的な取り組みといたしましては、地元農産物、食材の利用促進を図るため、学校給食や保育園などにおける「地産地消給食の日」の実施や、地元旅館等におけるつるり里芋など、しゅんの地元農産物を使ったおもてなしを行つていただいております。

また、地元農産物のPRと消費拡大を図るため、生産者と消費者の交流事業として、農業と物産まつりでの農産物直売会の実施、全国つるり里芋フェアの開催及びさがえ西村山農産物安全安心対策推進会議によるところの生産者と消費者の食と農の交流会の開催、並びに西村山地区農村生活研究グループ協議会によりまして、ところの地元農産物の消費PRと直売活動を行う西村山手づくり市を開催していただいております。

さらに、寒河江市地産地消推進協議会を中心にいたしまして、生産者組織及び消費者団体との連携を図りながら、本市にあるところのJAファーマーズマーケット、JAアグリ寒河江店直売所、新たにオープンしたところのJAさがえ西村山アグリランド産直センター、さらには、生産者組織などで設置しているところの農産物の直売所の利用を促進いたしまして、地産地消の推進に努めているところでございます。

今後におきまして、消費者の安全・安心志向が高まる中、地産地消に対する消費者意識の高揚に努め、また行政及び農業、商業、消費者の各団体が連携を図りながら、寒河江の農産物を生かした新たな商品の開発、お菓子であろうが、みそなどであろうが、地域食材の掘り起こし、新たな料理レシピの開発、郷土料理等々などの研究、検討を行いまして、これまでの取り組みを拡充してまいりたいと考えております。

次に、農産物直売所で販売する野菜など、学校給食を初め公的施設で積極的に利用することや、観光関連施設の飲食店などへの積極的な利用誘導策についてのお尋ねがございました。

現在、学校や病院においては、地元産の農産物、いわゆる食材を優先的に使用していただいております。学校給食については、市が負担を行い、米飯給食に地元産米のはえぬき1等米を100%使用していただいております。

また、JAさがえ西村山アグリランド産直センターなどの直売所で販売する農産物の利用については、学校給食では、定められた日に定められた量を確実にかつ安定して納入できることが重要であることから、その生産体制の確立や可能性について、アグリランド産直センターの販売農家で組織する運営協議会、にしむらやま直売組織連絡会及び関係機関等で検討していかねばならない課題であると考えております。

それから、観光関連施設の飲食店などへの積極的な利用誘導策につきましては、現在ホテル・旅館等において、つるり里芋を使った芋煮の提供など積極的に行っていただいております。利用客からも大変好評と聞いておりますので、直売所においても、本市の特例作物であるつるり里芋を初めといたしまして、ツルムラサキとか、あるいは秘伝枝豆、そしてネギなどしゅんの食材の提供について、農協及び産直組織等と検討してまいりたいと考えております。

次に、学校や病院などの大口需要先の地場産品ニーズが高まっている時期に、新鮮で高品質な野菜・果物を安定的に供給できる地産地消対応型園芸産地を形成しなくてはならないのではないかと。そして、生産拡大に向けた指導強化、あるいは支援を検討すべきじゃないかというお話でございますけれども、産直施設の魅力である年間を通した新鮮で安心・安全な農産物の提供を行うには、新たな出店農家の確保や栽培面積の拡大及び新たな農産物の栽培など、生産体制の確立が必要であると考えております。

4月にオープンしたJAさがえ西村山アグリランド産直センターの会員、これには出店者が230余名いらっしゃるようでございますけれども、アグリランド産直センターには、出荷販売を行っていないところの小規模の生産農家も含まれており、農協では、会員に対して新たな作物の作付を推進するため少量多品目の研修会、栽培指導も含めまして研修会を開催して指導を行っております。

また、野菜につきましては、柴橋、高松地区において、新たに地産地消野菜栽培の組織づくりの動きがありまして、仮称平塩落衣野菜組合では、農産物直売所へ地元の農産物を販売することを目的といたしまして、転作田へのハウス整備を平成20年度、今年度の新規事業である県の集落営農参加型園芸緊急拡大推進事業で整備することについて要望を行っているところでございます。

今後、県なり、あるいは市、農協、生産組織が一体となりまして、女性の新たな就農も視野に入れた地産地消に向けた野菜等農産物の生産体制の確立が図られるよう、有利な補助事業を活用した施設整備等の支援及び指導も行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

教育委員会へのお尋ねにつきましてお答えをいたします。

初めに、米飯給食についての基本的な考え方について申し上げます。

御飯は、いろいろなおかずと組み合わせやすく、成長期にある子供たちに栄養のバランスのとれた献立を組みやすく、また、私たち日本人にとって最も理想的と言われている日本型食生活の普及定着に有用であり、地産地消や食育推進の上でも意義のあることであると認識しております。

その一方で、学校給食は、子供たちが食の多様性を理解し、望ましい食習慣を身につけることや、食を通してその地域の自然や歴史、文化への理解を深めるなど、さまざまな教育的目的を持って実施しております。

このため、献立を作成するに当たっては、伝統料理や季節の行事にちなんだ料理、新しいメニュー、さらには世界の国々の料理など、できるだけ幅広くさまざまなメニューを取り入れながら教育効果が上がるよう、なおかつ季節感のあるおいしく楽しい給食になるよう努めています。

このようなことから、現在本市では、毎週月・水・金の週3回に加えまして、毎月1回火曜日もしくは木曜日に米飯給食を実施しております。週当たりでは3.25回実施ということになっております。そ

れ以外は、パンや麺類、パスタなどを主食にした給食を実施しております。

御案内のとおり、県では今年度から新規事業として米飯学校給食促進事業をスタートさせたところであり、この取り組みを通じて、子供たちが国内外の食糧事情や農業などについて学び考えることや、我が国の食文化への関心が高まることが期待され、食育推進の観点からも意義あることだと認識しております。

このようなことから、本市といたしましては、先ほど申しあげましたような教育的な目的の達成に努めながら、今年度は3月までに10回を目途に米飯回数をふやし、週3.5回の実施体制にしていきたいと思います。

次に、米飯回数の増に伴う米の供給体制の整備について申しあげます。

給食用の米につきましては、山形県米飯学校給食における山形県産自主流通米供給実施要領に基づきまして、全農及び山形県学校給食会を通じた安定した供給体制が構築されており、必要量は十分に確保できることを確認しております。

次に、学校現場との調整の進め方について申しあげます。

学校給食は、各学校単位で運営されているため、校長会に説明をし、この事業を実施することについて承諾を得ております。また、献立作成や保護者への周知等、具体的な内容について、学校栄養士を初めとした関係職員との協議を進めているところであります。さらに、本市農林課を初め、関係機関との十分な連絡調整を図りながら準備を進めているところであります。

次に、食材の購入に際しての基準について申しあげます。

このことに関しましては、文部科学省が示している学校給食衛生管理の基準において、一つ、過度に加工したものは避け、鮮度のよい衛生的なものを選択するよう常に配慮し、有害なもの、またはその疑いがあるものは避けるよう留意すること。二つ、有害な添加物はもとより、不必要な食品添加物が添加された食品、内容表示、消費期限、品質保持期限、製造業者等が明らかでない食品、材料の内容が明らかでない半製品等については、使用しないようにすること。三つ目として、関係保健所等から情報提供を受け、感染症、食中毒の発生状況に応じて、食品の購入を考慮することとされておりますが、農産物については特に示されておられません。

このため、農産物納入業者の選定に当たっては、いかに安全・安心な食材を、各学校が必要とする日に必要な量を確実に、なおかつ安定して納入できるかどうかということを要件としております。

次に、学校給食の食材として使用した地場産農産物の品数について申しあげます。

平成19年度におきましては、米を初め野菜は大根、白菜など13品目、果物はさくらんぼを初め7品目となっております。

次に、地場農産物の使用状況について申しあげます。

地場産の農産物は、新鮮で安全・安心であり、学校給食の食材として活用し、地産地消を推進することは、子供たちに地域の基幹産業である農業、農産物への関心を高め、郷土を慈しむ心、感謝の心を培くむとともに、食の安全や健康問題、社会とのかかわりについて学ぶための大切な機会の一つとらえております。

このようなことから、生産者及び生産者の組織を取りまとめるJAさがえ西村山とは、毎年年間の共同購入計画について事前打ち合わせを行いながら、円滑な納入に努めておりますし、各学校が個別に地元の八百屋さん等から購入する場合にも、できるだけ地場産のものを納入してもらうよう要請しているところであります。また、献立の面においても、毎月「郷土料理・特産物を味わう週間」を設けまして、地場産の農産物や加工食品を取り入れた給食を実施しております。

このように、学校給食用の食材の購入に当たっては、できるだけ地元産のものを購入するよう努めているところであります。

地場農産物の使用割合に関する調査は、県が市町村教育委員会に対して学校給食における状況について実施しております。それによりますと、本市の場合、野菜については県内産使用率が平成17年度39.5%、18年度は24.1%となっておりますが、これはこの調査が6月、11月及び2月の第3の週の5日間という地場産が少ない限られた期間を対象としたものであり、その期間にどのような献立が組まれるかということとも関係しているのではないかと考えております。

果物につきましては、ミカン、バナナを除くと100%となっております。また、米飯用の米について

は、全量寒河江産のはえぬき 1 等米を使用しております。

今後とも、本市地産地消推進協議会との連携を図りながら、地場産農産物の利用拡大に努めてまいりたいと考えています。

次に、自校炊飯方式について申し上げます。

本市では小学校11校中、醍醐、幸生、田代小学校の3校が自校炊飯であり、それ以外の8校は、児童数に伴う調理に要する時間、調理室のスペースなどの関係もあり、業者への委託炊飯方式をとっています。

委託業者の炊飯作業は、適切に管理された作業工程で炊き上げるため、食味は安定しており、また専用の保温ケースできっちりと保温されて各学校に配達されるため、温かい状態で食べることができるようになっています。また、米については、寒河江産のはえぬき 1 等米を100%使うようにしているところであります。

このため、御飯については児童から好評を得ており、特に問題はないと考えておりますので、新たに自校炊飯方式を導入する考えはありません。

次に、生産者が野菜などを直接納入できるシステムの構築について申し上げます。

学校給食用の食材を納入する業者には、安全・安心な食材を、必要な日に必要な量を確実に納入できることが求められております。このようなことから、地産地消推進の面から、生産者及び生産者の組織を取りまとめる J A さがえ西村山とは、毎年情報交換を行いながら円滑な納入に努めております。

御質問のように、生産者が食材を学校給食に直接納入するためには、一定品質のものを必要量確保し、確実に配達することができるような仕組みであることが必要になりますので、今後関係機関との連携を図りながら、調査・研究をしてみたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 第 1 問にお答えいただきましてありがとうございます。

早速 2 問目に入らせていただきますけれども、このフロアの改修の問題ですけれども、佐藤市長は厚意に甘えて整備するようだけれども、実際これまでのいろいろな佐藤市長が言ってきたことを見ますと、チェリーランド一つをとってみても、三角ドームの施設、あれもやはり片桐氏からチョウをいただいて、寄贈いただいたことによってそれを施設整備して、そこに鑑賞を目的にしたり、あるいは市民ギャラリー的な施設整備をやってこられました。

そういう関連でありますけれども、実際そういう施設を見ますと、今この施設は逆に閉鎖している状況なんですね。それで現在もあの施設の中にはチョウも保存されていますけれども、逆に物置状態です。ですから、そういう芸術や文化に関することに一貫性がないと私は見ているんです。郷土館にしても、予算を大幅に削減することによって土日の開館をしたり、そういうそこそこの対応で、一貫性で芸術文化を継承していくという関連性がほとんどないんです。

ですから、今回第 5 次振興計画の中で、いろいろ具体的に芸術文化の振興を図るということ言っていますけれども、実際その目的とやっていることと随分かけ離れた状況にあります。

ですから、そういうものなので、この厚意に甘えて大金を使うということは、私は今回は見合わせるべきだと、こう思います。

そして、市民からは、展示される方は、確かに施設整備されて、自分の作品を新たな場所に設置するという事は、非常に好ましいことだと思っております。ただ、やはりこの常設することにおいてどうなのかなと思うんです。

きのうも山形のナナビーズにも行ってきましたけれども、あそこも寄贈されたもの、こけしなども展示していますけれども、ほとんどお客さんがいないんです。25万の山形市民がおるのですけれども、ほとんど鑑賞していない。それが、やはりその中心市街地の活性化対策の一つで設けたわけですけれども、結果的に利用がされていないということでもあります。

ですから逆に考えれば、活性化を図る目的であれば、もう少しこのフロア全体のことを考えて活性化を図るべきだと思います。フロアの地下から 1 階、2 階へのお客さんの年間の数字を見ても、16年度で68万9,900人だったのが、昨年度は54万1,000人という形になって、マイナス15万人ぐらいの間でなっているんです。そういう実態をもう少し具体的に改修する手だてが私は必要だと思います。部

分的な改修でお客さんを誘客するというのは、私は困難だと思いますけれども、それが最優先課題だと私は思いますけれども、この辺について、市長の再度見解を伺いたいと思います。

それから、この常設展示場に対してもう少し企画展などを含めて、本来ならば計画すべきだと思いますけれども、今回平塩の熊野神社の木造の十王坐像なども今京都で展示開催していますけれども、こういうものを常設でなくて企画展を含めて、そのためにはある程度そういう催しをするための予算措置、これがないとやっぱり企画展といういろいろな事業をするにもできないんですね、実際。ですから、こういうこと、常設よりも企画展をするための予算措置をもう少し十分な対応、全体的に予算措置を講ずるべきだと思いますけれども、この辺についても市長の見解を伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 松田議員。残り時間、配分考えてください。

松田 孝議員 それから、今回の学校給食の米飯給食の促進事業については、いろいろな事業があるんですね。

その中で、今、米粉を使ったパンの取り組みとかうどん。さまざまな企画が今なされております。そして県の事業の中にも、そうした取り組みに対して補助事業もメニューとしてあります。米粉を使ったパンを学校給食などにもふれ込むような、いろいろな努力も私は必要だと思います。

ですから、今回米粉化の機械の導入について補助事業メニューありますけれども、これらも希望者を募って、これらの事業を展開することも必要だと思いますけれども、これらの取り組みなども具体的に検討すべきだと思いますけれども、これも含めて見解を伺いたいと思います。

あと、教育委員長に伺いますけれども、地場産の農産物を提供するというのは、ある程度規格に乗ったものを提供しなくてはならないというのは一つの条件であります。

ですけれども、今産直などを見ていまして、ある程度規格は整っていますけれども、相当ばらつきがありますよね。そこをやっぱり調理師たちの協力とか、学校関係者の協力で解消して、大きさがまちまちでもそういう食材を使うということを基本的にさせていただきたいと思います。

子供たちにとっても、ある程度ばらつきがあっても、それが食卓に出ればいろいろな考え、子供たちに食育の一つの基本的な問題も、基本的にいろいろ考えることもできると私は思っています。

ですから、規格品は結局調理師さんの作業性の面だけで、本当においしいものを安心して提供できるという体制になっていないのですから、その辺よろしくお願いしたいと思いますけれども、その辺について御見解ありましたらよろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 美術館とかギャラリーにいたしましても、博物館にしましてもしかりだと私は思っておりますけれども、やっぱり1回限り見てああもうたくさんだというような場合と、いや何回も同じものを見て、また見に来たいなというものもあるかなと思っております。

でも、全体としてはいろいろ入れかえをしたりしまして、そのための多くの作品を抱えておくことが必要だろうかかと、このように思っております。そうでなければ、見る人も言葉は何ですけれども飽きてくるとか、あるいはまだ同じものが展示されている、飾ってあるというようなことになりかねないと、このように思っております。そういう意味での工夫というものは、私は必要だろうと思っております。

そんなことを考えますと、改修をした当初というのはよいのでございますけれども、長い期間がたちますと関心が薄れてきまして、来館者も減少することもあろうかなと、このように思います。

それで、郷間先生は数千点もの作品とコレクションを所有していると話されております。なおかつ、現在も精力的に創作活動を続けられておまして、その作品等を年何回か入れかえをしながら展示していただけるというお話でございますので、新しい作品が次々に展示されまして、そういうことになりますと、関心が薄れるというようなことも考えていないところでございます。

また、改修後の市民ギャラリーの利用につきましては、これまでは各個人、団体等がイベント広場やギャラリーホールの空き状況というものを見まして、個々に利用されてきたのが大半でございます。今後は、芸術文化関係者、あるいは利用者によるところの運営協議会というものを組織いたしまして、使用時期の調整やら、あるいは合同の利用、企画展の開催などについて協議しまして、より多くの利用をしていただけるように進めていきたいと考えております。

フローラをいつ訪れましても、すぐれた芸術作品を常に鑑賞できるように、そして市民によるところのいろいろな展示、あるいは発表というものが数多く行われるようにすることで、市民や本市を訪れる

観光客というものも誘引してにぎわいをつくり出していくと。今ナナビーンズの話がございましたけれども、山形の人口でさえそれでございますから、寒河江は人口は少なくございますけれども、にぎわい、あるいは潤いのある、そしてまた美しいまちづくりと一体となって、寒河江の芸術文化に対するところの気持ちというところが市民にも、そしてまた訪れる方々にも伝わるようにしていきたいなど、このように思っております。

それから、米粉の機械化の導入というようなことでございますけれども、県が現在、米飯学校給食促進事業で行うところの米粉化機械の導入支援についてでございますが、本年度はモデル事業として2件分を予算化いたしまして、現在詳しい実施要綱などを策定中ということ聞いております。

今後、内容を確認しながら、関係者へ周知しながら取りまとめていきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 規格外のものも取り扱ってはというようなお尋ねと思いますが、ちょっと担当の者に答えさせたいと思いますが。

室長の方でよろしいですか。お願いします。

伊藤忠男議長 高橋指導推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 先ほど議員からございました御質問にお答えいたします。

地場産の規格にはばらつきがあるということにつきましては、確かにそういった実態があるかと思えますけれども、積極的に、先ほどの答弁にありましたような内容を安定的に学校に納めることができればということを前提にしながら、そういったことが可能であれば積極的にそういった部分の、規格については余りこだわらずに利用していきたいというふうに考えておりますし、実際に学校現場では、学校園でつくっている野菜等、これらを学校給食に利用している学校もございます。

当然のことながら、その規格にはばらつきがございますし、そういったさまざまな規格の中で自分たちの食を豊かにしていくということも一つの教育でございますので、そういった対応をこれからはまいりたい。

加えて、調理師さんたちも非常に柔軟にその辺は対応してくださるものというふうに考えております。

以上でございます。

## 佐藤 毅議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号10番について、9番佐藤 毅議員。

〔9番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また南部地域住民から寄せられた御意見や要望を踏まえ、質問いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

平成20年度がスタートしてはや2カ月が過ぎました。この間、道路特定財源の暫定税率が期限切れとなり、道路整備を必要とする知事や市町村長は大変心配したものと考えられます。

本市の20年度の市政運営方針で、道路や橋梁、自歩道の整備による安全確保、降雪期間における交通機能強化など道路特定財源の維持・確保は必要不可欠のものとなっております。道路特定財源の暫定税率の維持や地方道路整備臨時交付金制度の継続を強く要望したことなどもあり、暫定税率が1カ月間の失効で終わり、5月から暫定税率が復活され、当初予算のとおり、地方の道路整備ができるようになりました。そこで、道路整備計画について順次質問いたします。

通告している環境に対応した整備計画についてお伺いします。

最初に、市道島高屋線の踏切改良の件であります。

通称マツダ自動車の踏切、この踏切を含む道路の整備経過を一部お話ししますと、今から35年前の昭和47年に、当時市道の石田高屋線、石田を起点として島を経て高屋までの約2.5キロメートルの道路で、市道を農道に切りかえて国の補助事業として整備したものであります。

当時は交通量も少なく、幅員4メートルから5メートルでも、その時代には広く感じたものであります。その後、陵南中学校が落衣に建設されたことにより、南部地区の子供たちの通学道路が途中から接続整備されました。昭和58年には市民浴場がオープンされ、さらに交通量が増しております。また、土地開発公社が島北地区に住宅団地を造成し、あわせて前後の道路が一部改良され、道路幅も大分広がっております。そして、南部小学校も現在地に新築移転いたしました。また、この時期に幸田地区の土地区画整理事業がなされ、若葉町、姥石踏切へと道路がつながり、大変便利になってきました。さらに、本市の一大事業であります寒河江駅前中心市街地整備事業が、全国で類を見ないJRの駅舎移転と踏切改良などが完成したことにより、本町から直通で島、南部に通過できるようになり、地域住民は大変喜んで感謝しているところであります。

しかし、便利になったことにより、通勤者の車やほかの車の往来が大幅に増加しました。特に朝は通勤者の車と南部小学校児童の通学、そして陵南中学生の通学時間と重なります。通学道路には狭い歩道がありますが、残念ながら踏切で歩道が寸断されており、踏切を通過するには狭い車道に出て通り抜ける必要があり、非常に危険な状況になっております。

踏切の改良については、南部地区町会長連合会から数年前に要望書が出されていると思われまます。また、市長と町会長との語る会でも話し合われていると思われまますが、このことに対してこれまで取り組んだ対応をまずお伺いいたします。

次に、南部地区の生活環境の変化に対応した道路整備についてお伺いします。

南部地区は本市の玄関口として、また県都山形への通勤通学の利便性がよい位置にあることから、昭和30年代から多くの人たちが移り住むようになりました。そのことから一時銀行の支店や日用雑貨、食料品などを扱うスーパーも2店舗、その他の商店などもあり、非常に住みやすい環境でありました。

しかし、車社会の発達などにより銀行の支店、スーパーなどが閉店いたしました。そして、昨年秋に南部地区に唯一残っておりました食料品スーパーも突然閉店いたしました。今、南部地区の人口は約1,700世帯、5,500人が住んでおり、地区内には老人世帯も多く、また自動車も乗れない人もおります。地区内には八百屋、肉屋さんなどがありますが、日用雑貨、食料品の買い出しは、南部地区から最も近い市内横道にあるスーパーに自転車や歩いて買い物に行くようでありまますが、スーパーまでの道路、通称鯉屋道路、都市計画道路落衣島線でありまますが、道幅が狭く、また片側にはコンクリートの用水路があり、非常に危険な状況にあります。

地域の人たちが、安全で安心して買い物ができる道路整備が必要と思われまますが、現在の整備計画の有無についてお伺いいたします。

次に、通告している最上川寒河江緑地へのアクセス道整備計画についてお伺いします。

最上川寒河江緑地につきましては、南部地区民はもとより、多くの市民が関心を寄せているところであります。また、早期完成を望んでおるようです。

しかし、最上川寒河江緑地は、幹線道路から遠く離れて奥まっております、市民の人たちは、この寒河江緑地整備事業がどのようになっているのか知ることができないのではないかと考えられます。

そこで、市民に周知することも行政の仕事と思われませんが、アクセス道の整備計画についてまずお聞きいたします。

今、最上川寒河江緑地までの道路は、旧国道112号の皿沼地区から入る道路と、島の泉蓮寺西側を通る2方向の道路で、余り広くない道路2本であります、どちらの方がメイン道路になるのか、将来には大型バスも来るようになると思われま。

そこで、今考えられる計画幅員は何メートルか。また、アクセス道路の完成年度はいつごろになるのか。そして、市民に対しての周知方法などがありましたらそのことについてお伺いします。

次に、通告している土地開発公社の活用による道路整備の促進についてお伺いいたします。

木の下土地区画整理事業は、本市の一大事業として優良な宅地の造成と都市計画道路落衣島線の整備、それから、都市計画道路下釜山岸線の整備など、さらに地区内の住環境の整備が目的と聞いております。

都市計画道路の落衣島線が、西根小学校前通りから県道天童街道まで本年開通するなど、着々と整備が進んでいることはうれしい限りであります。

しかし、本市の実施計画によれば、木の下土地区画整理事業と都市計画道路下釜山岸線の完成年度が平成24年度となっております。

今、目まぐるしい社会の変化、住民の多様なニーズに対応するには、早急な事業の完成が必要であります。

そこで、木の下土地区画整理事業地区の早期完成を図るには、都市計画道路落衣島線の開通だけでなく、同じ都市計画道路の下釜山岸線で市街地と結ぶことが大変重要で、早急にする必要があると考えます。そこで何らかのアクションをすることが必要であると思われま。

また、都市計画道路下釜山岸線の地権者となる人たちの中には、お年寄りの人もおり、早く話し合いをし、この人たちの安全で安心な行き先を考える必要があると思われま。

これらのことを考えますと、早急に進めるには、土地開発公社の活用を図ることが必要であると考えられますが、市長の見解をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 道路整備計画について何点がございました。お答えいたします。

まず、旧国道112号のマツダ自動車から入った市道島高屋線のJR左沢線島踏切の拡幅についての御質問でございますが、市道島高屋線につきましては、交通量の増大や通学路としての安全確保のため、地区の道路拡幅整備の要望を受けまして、昭和59年から61年ごろにかけて道路整備を実施しておるわけでございます。

当時においても、踏切拡幅についてJRと協議したところでございますが、踏切の拡幅は難しいということで、道路わきの用排水路にふたかけを行い、列車通過や車が踏切を横断している場合に、歩行者が踏切の前で待機できるようなスペースを確保した歩道整備を行ったところでございます。

また、寒河江駅舎を移転した平成13年にも、踏切拡幅についてJRに打診した経緯がありますが、JRでは、電車の通行上の安全対策として、近接している踏切をできるだけ廃止したいということでありました。

御質問にありましたように、南部地区町会長連合会初め、南部小学校PTAからも踏切の拡幅について要望が出されているところでございます。

それで、拡幅につきましては、構造上の問題などもあるわけですが、そのことよりも、近くに南寒河江踏切があることから、危険であれば廃止すると、こういうふうにはJRから言われかねないということを要望者に申しあげてきたところでございます。

そのようなことで、この踏切は課題となっているところではありますが、歩行者の横断に当たっては、これまで同様に歩道の待機スペースで、踏切と道路状況の安全を十分確かめて横断していただきたいと考えておるところでございます。

それから、市道浦小路高屋線、通称鯉屋道路の高屋から高速道路側道までの区間の整備についてでございますが、市道浦小路高屋線につきましては、内回り循環線の一部として、県道元町高屋線、いわゆる五ーラーメンの交差点から高速道路の側道までの区間を整備いたしましたものでございます。

御質問の区間につきましても、都市計画道路落衣島線として決定しているところでありますので、拡幅整備につきましては、本市道路網整備の緊急性や優先度などを考慮しながら、順次整備してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、最上川の寒河江緑地へのアクセス道路整備計画についての御質問にお答え申し上げます。

最上川寒河江緑地は、隣接するチェリークア・パークや最上川フットパスの散策路と一体となった最上川沿岸スポーツレクリエーション基地として、スポーツの振興はもとより、地域の活性化に結びつくものでございます。現在、多目的水面広場の遮水工事を継続的に行っており、広大な水面広場の全体像が姿をあらわしつつあるところでございます。

御質問にございました最上川寒河江緑地へのアクセス道路のルートにつきましては、県道皿沼河北線、いわゆる旧国道112号から入る市道皿沼島線からのルートが一番よいのではないかなど、このように思っております。この市道皿沼島線の幅員は、現在約5メートルから6メートルでございますが、狭い場所では大型車のすれ違いは難しいと思われるため、待避所を設ける必要があると考えておるところでございます。当面は、堤防に上がるところについての改良工事と、県道皿沼河北線からの入り口の隅切りを予定しているところでございます。

次に、都市計画道路下釜山岸線の整備促進を図るために、土地開発公社を活用する必要があるのではないかと御質問でございますが、下釜山岸線につきましては、内回り循環線の落衣島線から中心市街地を結ぶ幹線道路として木の下土地区画整理地内は、土地区画整理組合が施行いたしまして、七日町通りから中央通りまでは市の直轄事業として平成18年度から整備を進めております。

組合が施行しているほなみ団地内の落衣島線から七日町通りまでにつきましては、今月末には開通する予定となっております。

そして、市の直轄区間の整備につきましては、七日町通り側から着手しておりまして、現在寒河江小学校前の通りまでの区間の用地買収、そして物件補償に取り組んでいるところでございます。この区間につきましては、平成21年度に完成させたいと考えているところであります。

寒河江小学校前の通りから中央通りの区間については、平成22年度以降の着手となることから、昨年12月に用地を御協力いただく地権者の方々を訪問し、事業計画や進捗状況、今後の進め方について説明いたしまして、地権者の事情や要望を聞きながら御協力をお願いしているところでございます。

御質問の土地開発公社の活用につきましては、先行買収と移転用地の確保が考えられます。

先行買収につきましては、公社が市の依頼に基づき、道路用地のみならず建物についても債権者から買収することは法律上できます。ただし、税制上、また補助事業との兼ね合いもあり、検討を要することもございます。

一方、移転用地の確保につきましては、地権者があらかじめ移転先を探して、市が公社に依頼した場合は、公社がかかわってその土地を取得することができます。

したがって、公社の活用につきましては、地権者の方々の移転先の要望なども十分お聞きしまして、必要な場合は公社を活用しながら事業の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 第1問のお答えありがとうございました。

2問に入らせていただきます。

一つは、マツダ自動車の踏切の件でございますが、JRがあるということで大変難しいとは思っておりますけれども、これまで寒河江駅前の踏切の改良、さらには駅舎移転についての寒河江市の力、すばらしいものであったのではないかと、こんなことを考えますと、このマツダ自動車の歩道の寸断されていることに対しても、これからも途中でやめないで要望してほしいなど、こう考えておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

それから、最上川寒河江緑地のアクセス道でありますけれども、5メートルから6メートル。大型バ

スが交互するのに大変だろうということで待避所的なものを考えておられるようでありますけれども、この旧国道112号から緑地までの間に、ちょうど同じように踏切があります。この踏切もさほど広くない踏切でないかと、5メートル程度の踏切ではないかと。これもあわせてJRの問題が絡んでくると思っています。そんなことで、マツダ自動車と両方の踏切の改良について、長く途中でやめないで要望して欲しいと。こんなことを言うと大変JRからしかられると思うんですけども、JRの汽車は1時間に1本通るだけであります。その踏切を通る車両がかなり多くあるということをJRでも認識していただくような運動展開もお願いしたいわけであります。

それから、通称鯉屋道路の件でありますけれども、道路の整備の優先順位、さらには緊急道なども考慮して検討していただくようでありますけれども、とにかく生活環境が昨年急に悪化した。環境が悪化したということも考慮に入れながら検討を図っていただきたいと、こういうことをお願いいたします。

それから、最後に土地開発公社の活用でありますけれども、税の問題、それから移転先等などについても検討する必要があるということでもありますけれども、本当にそこに住んでいるお年寄りは、今健康な状態でありますけれども、もし万一のことを考えますと早急にその場所に移転することができない状況にあると思うんです。どこかに移転をする必要が生じてくると思うので、その辺を考慮して、ぜひ先行買収、移転先の確保など提示をして、住民から快い協力を得られるようにしていただきたいと、こう考えております。

もし、御答弁がありますならば、よろしくお申しあげます。2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 左沢線の踏切2カ所についての重ねての御質問でございますが、先ほども答弁申しあげましたように、踏切の問題となりますとJRは非常に神経質になりまして、安全・安心の面から、通過本数が少ない多いにかかわらず、大変気を使っておりまして、先ほど答弁申しあげましたように、踏切の数を減らせと、率直に言いましてそういう意向でございまして、隣にもあるのじゃないかとか、あちらの方を通過してはどうかとか、こういうようにくるんでございまして、ですから非常に難しい問題でございまして、息の長い交渉になりましても、まずはJRの答弁は変わりはないのじゃなかるうかなと、このように思っております。

それから、鯉屋道路の延長の高屋に行きますところの道路の延長でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、いろいろ整備計画の順位などを考えまして、これから検討してまいらなくてはならない問題だなど、こう思っております。

御指摘のように、狭いとか、あるいは側溝があってコンクリートのふたもなされていないというようなことも知っておるところでございますので、市全体の整備計画との中で考えて検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、公社の活用でございますけれども、移転先の用地の確保ということは、これは市長から公社の方に依頼すれば、それは可能なわけでございますけれども、家屋の移転ということになりますと、市で事業をする場合の補助事業の問題とか、あるいは補助の絡みとか、あるいは税制の問題とかいろいろ出てくるわけでございますので、その辺は地権者、所有者との話し合いで十分これから行っていかなければならないものだろうと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 ありがとうございます。

大変難しい状況下にあるようでございますけれども、ひとつ市民の信頼をいただいて早急な整備を図っていただきたいと、こう考えます。

そして、道路管理者として、安全で安心な道路づくり整備計画をやっていただきたいと御要望申しあげまして質問を終了いたします。

## 工藤吉雄議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号11番、12番について、4番工藤吉雄議員。

〔4番 工藤吉雄議員 登壇〕

工藤吉雄議員 緑政会の一員として、私自身が直面した事件についても含め、通告番号に従い質問に入らせていただきます。

実は私、ことしに入って同じような事件2件に直面し、いささか驚いているところです。

それは、3世代同居高齢者の自殺であります。一見幸せそうに見えるにもかかわらず、自分の人生の幕引きを、自分の手で実行した事件であります。御家族に事の真相を伺いまして、大きな原因は思い当たらないとのことでした。強いて言うならば、この二、三週間体調が思わしくなかったとのことでした。

私が選挙や議員活動を通じ、多くの家庭を訪問し、高齢者と会話の機会を得た中で感じた点を申しあげたいと思います。

私の知る限り、一見幸せそうに見えても、高齢者は多くの悩みを抱えているようです。若い者、家族も含めてでございますけれども、「若い者には話せないが」と言いながら話してくれます。

例えば、自分自身の健康上の不安、家族の将来、世代間の考え方の違い、ライフスタイルの急激な変化に対するずれ等々、一人で悩みを抱え、相談する相手が見つからずストレスを抱えているようです。

大正時代に生を受け、激動の昭和を生き抜き、平成になって老齢期を迎え、日々幸せに元気に生活しているように見えました。にもかかわらず、人生の結末をこのような形で終えるのは、余りにも悲し過ぎます。当然のことながら、家族にとっても本意ではないはずです。

こうした高齢者に対し、我々は何をなすべきか、行政としてどのような手を差し伸べられるか、考えなければならないと思います。

さて、我が寒河江市において、平成20年4月現在の総人口4万3,725人。このうち65歳以上の高齢者人口は1万1,093人であり、高齢化率25.4%、前年対比0.2%の増、実数では142人の増となっております。しかも、75歳以上の高齢者は6,009人。全高齢者に占める割合で言いますと、半分以上の54%と高齢化社会に向けて前進しているのがうかがえます。

介護保険制度が施行されて8年を経過し、時代のニーズにこたえるべく、我が寒河江市が高齢者相談窓口となる地域包括支援センターを開設して2年が経過。こうした施策は、高齢化社会を見据えての対応と理解しております。高齢者福祉の充実を図り、さまざまな制度が整備され、多世代同居家庭においても幸せに暮らせるような対応がうかがえますが、さきに述べたような事件も出ております。

現在、高齢者福祉分野においては、介護認定を受けた方々ばかりに世間の目が注がれがちですが、手足がしっかりしていて、自分の身の回りのことができる方には、どうしても現役世代の忙しさもあり、家族も含め毎日元気な生活を送っていると決めつけがちになってしまいます。表面上幸せそうに見えても、心の中はどのようなのでしょうか。

全国に見ても、3世代同居率がトップクラスの我が山形県。そして、寒河江市においてもこのことは大変すばらしいことであり、こうした環境を維持、さらに高める観点から、高齢者の一般的な幸せのありようをどのように考えるべきか、こうした状況の中で高齢者の心の中を知る、あるいは心の健康を保つ意味での高齢者対策事業はどのようになっているかを伺います。

加えてですが、かつて私が受けた精神科医師の講演の中に、一人遊び、趣味など、グループ遊び、近隣のおつき合いなど、大勢遊び、老人クラブなどでの団体などでの活動を通じ、日々の生活に変化を持たせ、メリハリのある時間をつくるのが、高齢者にとって刺激になって大変よいと聞いたことがありました。

こうした高齢者のための健康保持増進等の指導、講習はどのように取り組まれているのか伺います。

次に、介護保険サービスについて伺います。

本市の資料によりますと、今年4月で65歳以上の高齢者1万1,093人。そのうち寝たきりの方は259人。昨年度で65歳以上の高齢者1万951人。うち要介護認定者1,513人。そのうち施設介護サービスを受けられる可能性の高い要介護度4、5の人数は473人となっております。実際は、介護3の方でも入所されている方もおられるとのことでした。

昨年度、老人福祉施設サービス受給者数219人となっております。施設利用を希望するか否かは、それぞれの家庭事情にもよりますが、「平成19年度版福祉と健康」の資料によれば、件数、受給額ともに高位にあって、市民の多くの方々が期待しているものと推察されます。

ところが、施設入所介護が必要と思われる人数より実際施設入所介護サービス受給者数を見ると、非常に少ないと思われませんが、なぜ利用されていないのでしょうか。利用者事情によるものか、在宅介護に力を入れているのか。はたまた施設入所許容量が不足しているのか、あわせて伺います。

さらに、老人福祉施設入所を希望する方々は1年待ち、さらに1年以上待ちと、遅々として進まない入所に対しては立ちを覚えておられる方もいると聞きます。施設介護を希望する高齢者及び御家族の思いにこたえるため、ベッドの増床計画はないのでしょうか。今後ますます増加する高齢者数、さらには団塊世代の高齢化参入による増加を考えますと、このままでよいのかなど不安を覚えるのであります。

これらに対応する長期計画をどのように考えておられるか、市長の見解を伺って第1問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 高齢者福祉について、お答え申し上げます。

初めに、高齢者の心の健康を保つための対策についてでございます。

今、我が国は、かつて経験したことのない超高齢社会を迎え、65歳以上の高齢者は、御指摘のように全国では2,750万人、総人口の21.5%を占めており、山形県においては26.4%、寒河江市においては25.4%と4人に1人が高齢者となっており、こうした高齢化は今後一層進展することが見込まれております。

このような超高齢社会の中で、高齢者が心身ともに健康で暮らすことは大切なことであり、中でも心の健康を保つことは、何といたっても生きがいを持って生活することが大切であります。趣味とかスポーツ、そしてボランティア活動など、人によって生きがいは異なりますけれども、生きがいがあれば、心に張り合いや充実感を持って毎日を過ごすことができ、心の健康の保持につながります。

本市の生きがい対策事業といたしましては、地域の身近な公民館などを会場に「ふれあいサロン」や「介護予防生きがい活動事業」などを実施してきております。地域の気心の知れたお年寄りが集い、おしゃべりや折り紙細工、そして認知症予防のための頭の体操をしたり、昔の懐かしい映画を見たり、また外に出てつつじ公園に行ったりと、さまざまなことをして楽しく過ごすもので、楽しみに待っている人も多く、大変喜ばれているところでございます。

そういう悩みや問題についての相談体制についての御質問でございますが、高齢者の介護・福祉・健康・医療などに係る悩み問題につきましては、さまざまな面から総合的に支援する地域包括支援センターを平成18年度に立ち上げたところでございます。

このセンターにつきましては、その機能を強化すべく、昨年から地区公民館に出向いての相談や、民生委員との連携を図りながら家庭訪問を実施するなど、実績を重ねながら市民への周知を図ってきたところでございます。センターには、社会福祉士を初め保健師、主任介護支援専門員などの専門家を配置しておりますので、高齢者や家族が悩みを抱え込むことなく、気軽に相談していただきたいと思っております。

また、センターとしましては、ワンストップ相談窓口としての役割を發揮すべく研さんを重ねながら充実を図り、高齢者の痛ましい事件や事故が起きないように努めてまいりたいと思っております。

次に、高齢者のための健康保持増進などの指導講習についての御質問がありました。

今申しあげましたように、我が国は超高齢社会を迎えましたが、ただ長生きというだけでなく、自立して住みなれた地域において、自分らしく生き生きと活動的に暮らすことが大切でございます。そのためには、現在自分が持っているところの心身の機能を低下させないように介護予防の取り組みが重要になってまいります。

本市におきましては、お年寄りが介護状態にならないよう、体育館や民間スポーツ施設を活用し、有酸素運動やレクリエーションを通しての介護予防事業を実施してきておまして、また、転倒防止やら、それから加齢に伴う運動機能の低下の予防向上のために筋力トレーニングマシンなどを用いた運動機能向上事業も実施してきており、その成果も出てきているところでございます。

さらに、お口の健康を維持するところの口腔ケアや低栄養状態にならないための食生活改善講座や実習を行いまして、健康意識の高揚を図ってきたところでございます。

また、要請を受けた場合は、老人クラブ、ふれあいサロン、敬老会などにおきましても、健康管理に関する講話や介護予防体操などの実技をも行うなど、お年寄りの健康保持増進に努めてきておりました、これからも多くのお年寄りの参加が得られるよう事業内容を工夫しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、介護施設入所が必要と思われる方と実際に入所している方の人数に開きがあるということについてでございます。

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活が営まれるよう必要なサービスを総合的、一体的に提供する仕組みでございまして、また、特に介護等が必要な人の尊厳を保持しながら、身体能力等に応じて、住みなれた地域で暮らせるよう支援することを基本理念としているものでございます。

平成18年4月の介護保険の制度改正では、介護予防を重視しまして、住みなれた自宅や地域で生活できるように在宅サービスの充実や地域密着型サービスの整備というものを重視しております。

それを受けまして、本市におきましても、認知症対応型共同生活介護のグループホーム3カ所、それから小規模多機能型居宅介護を1カ所が地域密着型サービスとして開設されております。

介護施設の入所についてでございますが、要介護4、要介護5などの介護度の高い人すべてが施設への入所を希望しているということではございません。それぞれの家庭の介護力や本人の意識、考え方などから、住みなれた自宅で訪問介護や通所介護などの在宅サービスを利用している人も半数近くいるのが現状でございます。

また、施設の収容能力の問題もでございます。現在、市内の三つの特別養護老人ホームはすべて満床となっております。希望すればすぐに入られるという状況とはなっておりません。待機の状態になっておまして、4月現在で要介護度4と5で、かつ在宅で待機している人は約50人となっております。

次に、増床計画、いわゆる介護施設の増床計画についてでございますが、新設や増床につきましては、これまでも社会福祉法人による取り組みを支援してきたところでございますが、設置自体はあくまでも市ではなく社会福祉法人によることが基本と考えております。

このため、市設置の増床は考えていないところでございますが、御案内のように、平成21年度から23年度までの3カ年間の第4期介護保険事業計画を今年度中に策定することになっておりますので、現在法人において進められている増床計画を、その第4期計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 質問に対して丁寧な御答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

さまざまな事業を通しまして、高齢者の生活を健やかに楽しめる形につくり上げようと努力されている姿に敬意と感謝を申し上げます。

さて、第1問でお尋ねしました高齢者の心の健康でございますけれども、地域包括支援センターの活動の中の一部として、それぞれ事業の中で専門家をあてがって相談を受けているというようなお話もありましたけれども、こうした高齢者に居住地の近くで出張して相談なんかを受けておられるというようなお話で、それは非常にいいと思うのでありますが、老人クラブ等の活動支援、あるいは高齢者ふれあいサロン、生きがい活動支援通所事業等々の事業の中にもこうした専門家、精神科医師の講話とか、あるいは臨床心理士のカウンセリングとか、そういうような人を配置しながら、高齢者の方々のお話を受けとめるというようなことなんかはお考えになられないのでしょうか。

それから、高齢者のための健康保持増進等指導の件なんですが、これもさまざまな形の中で努力されていることに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ただ、この中で、利用実績、あるいは利用者数なんかを見ますと、決して多い高齢者の方が利用されている数とは思えません。この事業内容の開催等の広報の仕方にもう少し工夫があれば、もっと多くの方々利用されて、体の健康並びに心の健康なんか高められていくんじゃないかなというふうに考えるわけですが、その辺のことは今後どのようなふうに修正などをしていくお考えなどはありませんでしょうか。

さらに、介護保険サービス受給なんですが、満床に今なっているというふうなことで、第4期介護保険事業計画の中で増床関係も検討したいというふうなことでありますので、その辺はなるべく早い時期に実現できるようなものでお願いしたいというものと、増加の一途をたどるというふうなことは明確に

わかりますので、なるべくより多くのベッド数なんかも考えていただければというふうなことで2問の質問といたします。よろしくお願いたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、精神科医ですか、そういう活用につきましては、これまでも実施してきておるわけでございますけれども、さらにお年寄りの健康につながる事業の充実という観点から、そういった事業というものをふやしていかなくてはならないのではないかなと、そういうことも可能な面を探りながら検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、周知徹底のことでございますが、これまでも市報を初めといたしまして、老人クラブや関係機関というようなことを通じまして周知を図ってきたところではございますが、さらにふれあいサロン、敬老会、こういう高齢者が集まる機会というものを通じまして参加というものを呼びかけて、介護予防参加者などの口コミでの周知に努めていくと、こういうことが必要だろうと思っております。

市報などに掲載しましても、やはり見なかった、あるいはそれに応じて要望するという方が割と少ない。それよりも具体的にお年寄りの仲間、団体等から口コミで行きましようとか、あるいはどうですかと声をかけられる中で参加する方もふえてくるのじゃなかろうかなと、このようにございまして、そういう意味でのサロンとか、あるいは敬老会、あるいは老人クラブの諸活動の中でいろいろ話を広めていってもらいたいし、そのような試みを実施していきたいと思っております。

そういう意味で、いろいろ創意工夫というものがあろうし、会場や日時などについても検討を加える必要があろうかなと、このように思っております。お年寄りが心の中に蓄えておいて心を損じ、あるいは体を損じるようなことのないようにしていきたいと、このように思っております。

これは行政だけでできるものじゃございませんですから、あらゆる団体等々、あるいは地域ぐるみ、家族ぐるみでやっていかなくてはならないなと、このように思っております。

それから、第4期の計画でございますけれども、先ほど答弁したとおりでございます。そういう次の計画期をとらえまして、新たに考えていらっしゃるような法人につきましては、十分相談に乗りながら対応してまいりたいと、このように思っております。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 ありがとうございます。

大変私も気になっておりましたところが改善されるような御発言ですので、うれしく思っているところでございます。というのは、いろいろ今回これを勉強させていただいて、いろいろな事業がなされているというふうなことがわかりました。

それで、何でお知らせしたんだろうというふうなことでしたら、今、御答弁にありましたように市報でやっていますというふうなことで、市報を実際見ましたら、ちっちゃい字で上の方に何とか事業開催と。こういうふうなことで、実際、御高齢の方は、市報はどのくらい見るんでしょうかというふうなことを気になっておったわけです。

今、新たにいろいろな周知方法、口コミ、クラブ等々を御利用なさるといふふうなことでしたので、私の意図したような部分が、非常にうれしく思っているところでございます。

そのようなことで、今後ともこの高齢者問題につきましては、家族全体の幸せにつながるような部分があるというふうなことで、いろいろな形で御努力をお願いしまして、私の御質問を終わります。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号13番について、2番石山 忠議員。

〔2番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 6月定例会の一般質問も最後になりましたが、通告番号13番、バイオマス燃料への取り組みについて、穀物などを原料としたバイオマス燃料への取り組みが、21世紀の環境問題とともに注目されている中で、本市における取り組み及び支援策について、市民の皆様から寄せられた提案や要望とともに私の考えを交えながらお伺いいたします。

産業革命以来、石炭・石油・天然ガスといった化石燃料が中心となり、人類のエネルギーを支えてきました。日本が戦後、目覚ましい発展を成し遂げてきた原動力もエネルギーであり、私たちが豊かな生活ができるようになったのも、石油をふんだんに使ってきたからにほかなりません。

高度成長当時のエネルギー使用量の伸びは大きく、高い経済成長を成し遂げましたが、1973年に第1次石油ショック、1979年に第2次石油ショックが起こりました。1973年の石油ショックから10年間は省エネルギーが進みましたが、1982年からまたエネルギーの消費量は増大し、1997年のバブル崩壊まで、右肩上がりの使用量は変わることなく、現在では1995年に比べて約10倍となっています。

エネルギーの自給率で見ますと、戦後間もない時期には、日本国内で石炭を掘っていたことから、エネルギーの自給率は80%もありましたが、急激なエネルギー消費量の増大と所得の上昇のため、国内の石炭では賄い切れなくなり、エネルギー源を石油と海外からの石炭に切りかえました。

外国からのエネルギーを確保することによって、今の豊かな日本が築かれてきましたが、その結果、エネルギーの自給率は6.3%まで下がってしまい、エネルギーの外国への依存度は極めて高く、現在ガソリン価格が1リットル170円を越すなど、歯どめのかからない原油価格の値上がりで企業収益を圧迫したり、家計の購買力を低下させるなど、設備投資や個人消費の行方に不安の影を及ぼしています。

経済発展の原動力となった化石燃料の大量消費は、二酸化炭素の大量排出を招き、大気中の二酸化炭素の濃度が増加し、温室効果ガスによる地球温暖化によって、地球環境の破壊が懸念されるようになり、世界に大きな課題として論議されるようになりました。

そこで、1997年12月、第3回気候変動枠組条約締約国会議の地球温暖化防止京都会議で京都議定書が締結され、地球温暖化の要因と考えられる温室効果ガスの成分、二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、フロンガスのうち、二酸化炭素が温暖化の原因としては最も大きいとされ、地球規模で二酸化炭素の削減に取り組むことになりましたが、二酸化炭素排出量を減らすことは、使うエネルギー自体を減らすことになり、経済や生活に影響を与えることにつながることから、エネルギーを減らさずに二酸化炭素を減らすための研究や取り組みが、日本はもとより世界各国で進められています。

2007年になって、バイオ燃料が環境関連の話題としてクローズアップされてきました。バイオ燃料とは、植物から燃料をとることであり、まきなどの木材もバイオ燃料の一つですが、現在では、技術の力で樹木や穀物などを一たん油や固形の燃料に変え、あるいはその他の液体燃料にして使うことへの実用化が進められています。

特にサトウキビやトウモロコシ、大豆などからつくるバイオエタノールが、ガソリンにかわるクリーンエネルギーとして脚光を浴び、アメリカやブラジルを初め、各国で研究や生産、使用を進めています。しかし、そのあおりでトウモロコシから大豆まで価格が高騰し、さらに干ばつなど天候異変による不作、中国、ブラジルなど新興国の経済成長に伴う需要増、サブプライムローン焦げつきに端を発した金融危機で証券市場から引き揚げられた資金が原油や穀物に投機され、穀物価格の高騰を招いたことと相まって、食料需要と競合しているといった問題点も指摘され、各方面に大きな影響を与えていることは御案内のとおりです。

そんな中、我が国では、ホンダが地球環境産業技術研究機構と共同で、稲わらなどからバイオエタノールを製造する新技術を開発したと発表しました。これまでのように、サトウキビやトウモロコシの糖質、でんぷん質など食用と同じ部分を原料に使わず、茎や葉といった植物の繊維質からつくるのが特徴で、雑草も原料に使えることから、バイオエタノールの大量供給につながるかと期待されているものです。

また2008年度、農林水産関係予算に日本型バイオ燃料生産拡大対策が盛り込まれ、食糧自給率の低い

我が国において、食料供給と競合しない稲わらや間伐木材等の未利用のバイオマスを有効に活用し、国産バイオ燃料の拡大に向けた取り組みを進めることがポイントで、セルロース系原料等を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を政策目標にしています。

そこでお伺いをいたします。

農業を基幹産業としている本市において、稲わらなど食料供給と競合しない未利用原料の活用策について取り組むことは大変大事なことで考えますので、現状及び今後の考えについてお伺いをいたします。

また、バイオ燃料への取り組み状況並びに支援策についてお伺いをし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、稲わらなど食料供給と競合しない未利用原料の活用策に取り組むことは大変大事なことでと考えておりますので、現状及び今後の考え方はどうですかということでございます。

バイオマスの利活用については、政府は平成18年3月に新たにバイオマス・ニッポン総合戦略というものを閣議決定いたしまして、持続的に発展可能な社会を早期に実現することとしております。また、この総合戦略では、バイオマス利活用の推進の目的といたしまして、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力のある戦略産業の育成、農林漁業、農山漁村の活性化を挙げておるわけでございます。

このバイオマス、いわゆる再生可能な有機性資源には、食品廃棄物、それから家畜の排せつ物、下水汚泥などの廃棄系バイオマス及び稲わら、間伐材などの未利用バイオマス、並びにサトウキビ、トウモロコシ、菜種などの資源作物などがあるわけでございます。食料供給と競合しない稲わらなどの未利用バイオマスの活用は、食料の安定供給及び地球温暖化防止を図ることからも大事なことでと考えております。

しかし、収集、それから運搬等の経費など、採算性の面からも課題が多いと思っておりますし、現在稲わらは、水田の地力の維持やら畜産農家向けの飼料化、堆肥化に活用されているのが現状でございます。今後他市等における国の支援事業である地域バイオマス利活用交付金事業と、これは地域モデル実証の中でのこの成果など、それから情報も踏まえながら関係機関及び生産組織等と協議してまいりたいと、このように思っております。

それから、バイオマス燃料への取り組み状況並びに支援策についてでございますが、近年におけるこの原油価格の高騰は、農業を直撃しております。特に加温ハウスの施設園芸農家、さくらんぼの加温ハウスとかバラなどの花卉ハウス、それからアスパラガス等の野菜ハウスの生産に多大なる影響を及ぼしております。御案内かと思えます。このため、農家におきましては、ハウス施設の二重被覆や暖房機の点検、そして夜間の温度管理の徹底を行うなど、生産コストの削減に努めておるわけでございますが、原油価格が上昇基調にある中で、省エネ型暖房機器の一つとして木質ペレットボイラーが注目されてきております。

本市におきましては、白岩、幸生地区のさくらんぼ加温ハウス栽培農家が、メーカーから依頼されて試験的に木質ペレットボイラーを導入し省エネに努めたところ、これまでの重油を使った油焚きボイラーと比較いたしまして、燃料費が約2分の1で済むという効果が実証されております。そして、その暖房の効果を広く周知し、木質ボイラーの導入を推進するため、5月29日にやまがた木質ペレット利用研究会、そして財団法人の山形県みどり推進機構が、農家及び関係機関を対象に、現地で木質ペレットボイラー暖房効果の研修会というものを開催しております。

また、住宅、事務所などのペレットストーブの設置については、木質ペレットの利用拡大を推進するため、昨年度は県の補助制度がなかったことから、市単独事業で導入支援を行っておるわけでございます。

本年度は、県の補助事業である製材廃材等エネルギー利用促進事業というものを実施いたしまして、ペレットストーブの新規設置者、これは市内居住者の住宅とか市内の事業所など、市内の農業施設への設置になるわけでございますが、そのものに対して支援を行ってまいります。

さらに県では、6月3日に国県市町及び学識経験者、農協、企業、関係団体で構成するところの村山地域果樹剪定枝等循環利用協議会というものを設立いたしまして、果樹の一大産地という村山地域の優位性というものをさらに高めながら循環型社会の形成に資するため、果樹剪定枝、それから街路樹剪定

枝及び河川支障木など木質バイオマスを化石燃料の代替などの資源として有効活用する仕組みを構築し、その仕組みの普及を図ることとしております。

今後におきましても、環境省、農林水産省、資源エネルギー庁の有利な補助事業というものを活用しながら、バイオマスエネルギー利用施設の設備等に対しましての支援を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

今、農業を中心に考えてみましても、農業生産の原料のほとんどが燃料というか石油に依存するという体質は変わりございません。そんなことで、今御答弁にありましたように、各種の支援制度を有効に活用しながら支援をしていただくということは大変ありがたいことだなというふうに思っています。

そのことを踏まえて第2問に移らせていただきます。

バイオ燃料には大きく、油脂から製造するバイオディーゼル、サトウキビやトウモロコシなどの作物を原料とするバイオエタノール、バイオガスの三つに数えられていますが、そのうちディーゼルとエタノールは穀物を原料とすることから、国際市場価格において小麦が3.5倍、トウモロコシが3倍という食料価格の高騰が問題となりまして、世界の食料危機が叫ばれている中で、このたび国連食糧農業機関FAOが主催しローマで開かれまして食料サミットにおいて、食料の安全保障を脅かす要因として、食料価格高騰、バイオ燃料、気候変動の三つを挙げ、穀物価格の急騰の一因とされるバイオ燃料について、徹底的な研究と国際的な対話を求めること、これまでの方針を後退させながらも宣言をいたしました。

このことによって、我が国においても輸入穀物価格の高騰による生活必需品や日用品まで国民生活に大きな影響があらわれていることにより、非穀物を使ったバイオ燃料にシフトした国家的なプロジェクトとして、さらなる研究や取り組みが進められていくものと思います。大規模なプロジェクトが、国民生活を守る立場から、最良の成果を上げてくれることを望みますけれども、私たちは一般市民として、身近なところから取り組むことも大事なことで考えています。

そこで、一般家庭から排出されるバイオマス資源であります廃食料油、いわゆる天ぷら油を回収し、バイオディーゼルを燃料として再生する事業について御提案を含めてお伺いをいたします。

バイオディーゼル燃料は、廃食料油をメタノールに反応させることにより、粘性や引火点を低くしてディーゼル車で利用できるようにした燃料で、従来の軽油よりも排ガスの中の黒鉛や硫酸化合物が抑えられ、化石燃料を使用しないため二酸化炭素を削減できることから、環境保全に貢献できるものであります。

また、廃食料油を燃料として使用することにより、バイオマス資源が循環する社会の構築と省エネルギー、リサイクルによるごみの減量化による環境負担の軽減に資する事業になるものです。

現在、西川町の清掃事業者が、西川町ビジネスプラン結集プロジェクトに提案をし、山形県コミュニティビジネス支援事業の支援を受け、平成18年西川町バイオマスの輪づくり交付金事業の採択を受け取り組んでいます。廃食料油のディーゼルエンジン燃料、BDF再生事業の廃食料油の仕組みについては、廃食料油の収集は、各家庭、事業所を対象に行い、婦人会や衛生組合などに協力を呼びかけました。

また、各家庭からは、廃食料油をペットボトルに入れてごみ収集所に出してもらおうという形をとっております。それから、家庭の廃食料油は1リットル当たり1円の有価物として収集、対価は婦人会等への支払いをしているということです。事業系の廃食料油は、直接購入や処理業者からの有価抜き取りにより収集を行うといったもので、平成18年10月4日から収集を開始し、事業用車に使用するなど、順調に稼働している様子です。

今般、寒河江地区衛生協議会においても、環境保全のまちづくりを目指してこの事業に取り組むことにしているようですが、家庭、学校、病院などで調理に使用した廃食料油を回収するためには、先ほどの西川町の例にありますように、行政を初め、公の機関や団体の協力が不可欠だと思います。家庭から環境意識を変えるとといった市民意識の醸成と地域力の向上のため、行政支援の手だてをぜひお願いしたいものだと思います。

遊休農地や耕作放棄地、荒廃農地に菜種を植えて、さくらんぼや桃の花と一体となった景観をめ、その上でバイオ燃料として役割を果たすといった循環型社会の構築まで視野に入れて取り組もうとして

いる事業ですので、第5次寒河江市振興計画の安全・安心の地域づくりの基本計画に沿って支援されることをお願いをしまして、第2問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

議員もおっしゃられるように、また私も今申しあげましたように、有機物を原料とするところのバイオマスエネルギーというものは最近話題になって、そしてまた課題となっておりますところの地球温暖化対策の上では、石油の代替エネルギー、それから新エネルギーということで期待されておりますし、また注目されておるところだろうと、このように思っております。

それで、おっしゃるような廃食用の油をディーゼル自動車の燃料などとして再生させる、それから利用するという取り組みというのは、県内でもNPOの団体やら企業等で行われているところでございます。そして、飲食店やら家庭から出るところの廃食用油というものを利用するというようなことは、石油の代替エネルギーとしての活用が、これは当然期待されるところでございまして、ただそれをどのようなルートに乗せてうまく活用していくかということが課題だろうと思っております。

地元の民間団体が取り組みたいというようなことであれば、それは広く機会をとらえて市民に広報して、廃油等の回収が推進されるような支援をしてみたいと思っておりますが、そういう清掃業者とか、あるいは回収企業というようなことが、あるいは民間の方が取り組んでいただければありがたいものだと、このように思っております。そういうことに対しましては、支援は惜しまないというつもりであります。

以上です。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 大変ありがとうございました。

先ほどの第1問と第2問の答弁でも市長の方からございましたように、剪定枝の活用や、あるいはチップ材使用の加温ハウス、あるいは汚泥の利活用、さまざまな取り組みが県内でもなされているようです。微生物を用いたバイオ燃料を使うこと、あるいはこの前の新聞にも載ってございましたけれども、下水道汚泥からつくった燃料で、それを会社の方に売ったとか、これは新庄市の例ですけども、また、菜の花の循環エコということで朝日町で県のトラック協会の方で取り組みを進めて、約1,000リットルの菜種油を回収をして使っていきたいというようなことが出ております。

そんなことで、この食料油については、それからとれた燃料油については車の改造が必要でないというようなことで、大変効果が大きいというふうに言われておりますので、夢は実現するためにあるものですので、反応をぜひ早くしていただいて、と同時に各業者、企業等、あるいは市民団体までに国・県の補助事業や新たな施策等の情報がありましたらいち早く提供するような仕組みをつくっていただいて、ぜひこの循環型燃料、あるいは環境社会の構築のために支援をお願いできればというふうに思います。

第1問、第2問とも御支援をいただけるということですので、これらに取り組む企業や業者にとっても力強い御回答を得たというふうに思ひまして、第3問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

散 会 午後1時27分

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。